

防犯灯移管手続きのフローチャート

●開発協議

防犯安全課窓口
土地利用計画図、公図、住宅地図等にて打ち合わせ



●開発協議後

防犯安全課へ各課協議報告書の提出



※概ね1週間

●協議承認

事業者へ協議承認の連絡



●許認可後、設置工事

事業者による防犯灯の設置
※電力会社への申請名義は事業者をお願いします。



●移管手続き申請

工事完了後、防犯安全課へ防犯灯の写真提出
防犯灯に関する土地使用承諾書(様式①)の提出
防犯灯の移管について(様式②)の提出
電力会社申請書類、案内図、位置図の提出



※不備等なければ、概ね1週間

●移管承認

移管手続き
電力会社へ名義変更(事業者→習志野市)の手続き
事業者へ移管手続き完了の連絡



※承認連絡後、窓口にお越しください

●承認連絡後

＜防犯安全課窓口＞
防犯灯番号プレートの受け取り
防犯灯番号プレート受取簿に記入



●番号プレートの設置

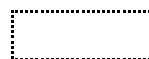
事業者による防犯灯番号プレートの設置
プレート設置後の写真を防犯安全課に提出(郵送可)
2灯以上の場合は、防犯灯位置図に防犯灯番号を記入し、提出



●移管手続き完了



…事業者手続き



…防犯安全課手続き